

省エネ計画に変更があった場合



軽微な変更手続きが必要です（用途の変更など根本的な変更は計画変更が必要）。
軽微な変更には下表のルートA B Cの3種類があります。変更内容の具体例は[こちら](#)

変更内容	軽微変更のルート	手続き時期と提出書類
省エネ性能が向上する変更	ルートA	完了検査申請時に提出 ・ 軽微な変更説明書（※1） + 変更内容に係る添付図書
一定範囲内で省エネ性能が低下する変更	ルートB	
再計算によって基準適合が明らかな変更	ルートC	完了検査予定日よりも前で、これ以降変更がないと確定した時期（※2） ・ 軽微変更該当証明申請書 を提出し、軽微変更該当証明書の交付を受ける 完了検査申請時に提出 ・ 軽微な変更説明書（※1） + 変更内容に係る添付図書 ・ 軽微変更該当証明書（省エネ適判機関により交付されたもの。 兵庫確認で交付した場合は添付不要です）
■各ルートの確認方法について モデル建物法の場合は国土交通省が公開している『 各ルート判定一覧表 』にて事前にご確認ください。 参考）建築研究所『 軽微な変更の判断の仕方について 』		（※1） 軽微な変更説明書には三種類あります 非住宅用 ・ 住宅/標準計算用 ・ 住宅/仕様基準用 （※2） 変更の内容によっては審査に時間を要しますので、 変更が確定した場合は速やかに申請を頂きますようお願いします。